平成22年12月28日規則第32号

改正

平成25年4月10日規則第23号

嘉麻市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市住民投票条例(平成22年嘉麻市条例第26号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(代表者証明書の交付等)

- 第3条 条例第4条第1項に規定する請求代表者は、住民請求の要旨及び嘉麻市住民投票実施請求書(様式第1号。以下「住民投票実施請求書」という。)を添え、市長に対し、嘉麻市住民投票 実施請求代表者証明書交付申請書(様式第2号)をもって、嘉麻市住民投票実施請求代表者証明書(様式第3号。以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があった場合において、市長は、住民投票実施請求書に記載された住民 投票に付そうとする事項が条例第2条に規定する市政に関わる重要事項に該当しないと認めると き、条例第6条に規定する形式に該当しないと認めるとき又は住民投票実施請求書に形式上の不 備があると認めるときは、請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければな らない。
- 3 前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、請求代表者がその定められた期間内に補 正をしないときは、市長は、第1項の規定による申請を却下しなければならない。
- 4 第1項の規定による申請(第2項の規定による補正後の申請を含む。)があったときは、市長は、直ちに選挙管理委員会に対し、請求代表者が条例第3条に規定する請求資格者(条例第4条第6項各号に該当する者を除く。以下同じ。)であることの確認を求め、その確認があったときは、速やかに請求代表者に第1項の代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付する際に、請求資格者の総数を選挙管理委員会 に確認したうえで、その総数の50分の1及び3分の1の数を当該代表者証明書に付記し、かつ、 その数を告示しなければならない。

6 市長は、前2項の規定による告示をしたときは、直ちにその内容を選挙管理委員会に通知しなければならない。

(署名の収集の方法等)

- 第4条 請求代表者は、嘉麻市住民投票実施請求者署名簿(様式第4号。以下「署名簿」という。)に住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、条例第3条に規定する請求資格者に対し、署名(視覚障がい者が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)及び押印を求めなければならない。
- 2 請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定による署名及び押印を求めることができる。 この場合において、委任を受けた者は、住民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又は その写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者の嘉麻市住民投票実施請求署名収集委任 状(様式第5号)を付した署名簿を用いなければならない。
- 3 嘉麻市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、福岡県の議会の議員若しくは知事の 選挙又は嘉麻市の議会の議員若しくは市長の選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行 令(昭和22年政令第16号)第92条第5項に規定する期間、第1項及び第2項の署名及び押印を求 めることができない。
- 4 請求資格者は、身体の故障その他の理由により署名簿に署名をすることができないときは、請求資格者(請求代表者及び第2項の規定により請求代表者の委任を受けて署名及び押印をすることを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、委任をした者の署名とみなす。
- 5 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を署名簿に 記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名及び押印をしな ければならない。
- 6 第1項及び第2項の署名及び押印は、前条第4項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、第3項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなった期間を除き、前条第4項の規定による告示があった日から31日以内とする。

(署名簿の提出)

- 第5条 署名簿に署名及び押印をした者の数が第3条第5項の規定により告示された請求資格者の 総数の50分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第6項の規定による期間満了の日 の翌日から5日以内に、署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したも の)を選挙管理委員会に提出して、これに署名及び押印をした者が請求資格者であることの証明 を求めなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、署名簿の提出が前項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

(署名及び押印の取消し)

第6条 署名簿に署名及び押印をした者は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

(署名の審査、証明、署名簿の縦覧等)

- 第7条 第5条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、選挙管理委員会は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定による審査の結果、署名簿の署名の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る二つ以上の有効署名及び押印があるときは、その一つを有効と決定しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、嘉麻市住民投票実施請求署名審査録(様式第6号。以下「署名審査録」という。)を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに署名簿 に署名及び押印をした者の総数並びに有効署名の総数を告示するとともに、その日から7日間、 その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 5 前項に規定する署名簿の縦覧の期間及び場所については、選挙管理委員会は、あらかじめ、これを告示しなければならない。
- 6 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第4項の規定による縦覧期間内に当該選挙 管理委員会にこれを申し出ることができる。
- 7 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた 日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると

決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、 併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知し なければならない。

- 8 選挙管理委員会は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、 署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。
- 9 選挙管理委員会は、第4項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき又は第7項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。
- 10 選挙管理委員会は、前項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署 名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなけれ ばならない。

(署名の無効及び関係人の出頭証言)

- 第8条 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。
  - (1) この規則に規定する手続によらない署名
  - (2) 何人であるかを確認し難い署名
- 2 前条第6項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で選挙管理委員会 がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。
- 3 選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の 出頭及び証言を求めることができる。

(住民投票の請求)

第9条 条例第4条第1項に規定する住民請求は、第7条第9項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、請求代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、住民投票実施請求書に嘉麻市住民投票実施請求署名収集証明書(様式第7号)及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

(請求の却下又は補正)

- 第10条 前条の請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第3条第5項に規定する請求資格者の総数の50分の1の数に達しないとき又は前条の規定による期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。
- 2 前条の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期

限を付してこれを補正させなければならない。

- 3 市長は、請求代表者が前項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、前条の請求を却下しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定により却下をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

(請求を受理したときの通知等)

- 第11条 第9条の請求を受理したときは、市長は、直ちにその旨を請求代表者に通知するとともに、 その者の住所、氏名及び当該住民請求の要旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、条例第4条第4項の規定により、議会の審議の結果を請求代表者に通知するとともに、 これを告示しなければならない。

(請求代表者に対する意見を述べる機会の付与)

- 第12条 市議会は、条例第4条第5項の規定により請求代表者に意見を述べる機会を与えるときは、 当該請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を 告示しなければならない。
- 2 市議会は、請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち条例第4条第5項の規定により 意見を述べる機会を与える請求代表者の数を定めるものとする。
- 3 市議会は、前項の規定により意見を述べる機会を与える請求代表者の数を定めたときは、第1 項の通知に併せて、その旨を請求代表者に通知しなければならない。

(投票資格者名簿の調製)

- 第13条 選挙管理委員会は、条例第9条の規定に基づき、投票資格者名簿(投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した名簿をいう。以下同じ。)を調製し、保管しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、選挙管理委員会により設けられた投票区ごとに調製するものとする。
- 3 投票資格者名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく ことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。
- 4 前項の規定により投票資格者名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令第10条の規定を準用する。
- 5 住民投票を行う場合において必要があるときは、投票資格者名簿の抄本を用いることができる。 (投票資格者名簿への登録)
- 第14条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合においては、条例第11条第2項(投票日を変

更したときは、同条第4項)の規定による告示の日(以下「住民投票の告示の日」という。)の 前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の縦覧等)

- 第15条 選挙管理委員会は、前条の規定による投票資格者の登録については、住民投票の告示の日から5日間、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記載した書面を縦覧に供さなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、縦覧開始の日3日前までに縦覧の場所を告示しなければならない。
- 3 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で選挙管 理委員会に異議を申し出ることができる。
- 4 選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、前項の規定によりその異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者(以下「異議申出人」という。)を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。
- 6 選挙管理委員会は、第4項の規定によりその異議の申出を正当でないと決定したときは、直ち にその旨を異議申出人に通知しなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、前条の規定により投票資格者名簿の登録をした日以後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。
- 8 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が公職選挙法(昭和25年法律第100号) 第11条第1項若しくは第252条若しくは政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定に より選挙権を有しなくなったこと又は嘉麻市の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合 には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。
- 9 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容(第13条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあっては、記録内容)に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあっては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。
- 10 選挙管理委員会は、投票資格者名簿に登録されている者が次の場合に該当するに至ったときは、

これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 転出の表示をされた者が嘉麻市の区域内に住所を有しなくなった日後4月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(投票用紙)

第16条 投票用紙(様式第8号)は、投票日の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。ただし、期日前投票にあっては、その投票の日に期日前投票所において交付するものとする。

(点字投票)

- 第17条 視覚障がいのある投票人は、投票に関する記載に点字を使用すること(以下「点字投票」 という。)ができるものとし、その者の申出により、点字投票である旨の表示をした投票用紙(様 式第9号)を交付するものとする。
- 2 点字投票を行う投票人は、事案に賛成するときは投票用紙に賛成と、反対するときは投票用紙に反対と自ら点字により記載しなければならない。
- 3 次に掲げる点字投票は、無効とする。
  - (1) 所定の点字投票用紙を用いないもの
  - (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
  - (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
  - (4) 賛成及び反対と記載したもの
  - (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
  - (6) 何ら記載のないもの

(代理投票)

第18条 身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票 人は、公職選挙法第48条の規定の例により、その者の申請により代理投票をさせることができる。 (期日前投票)

第19条 投票人は、条例第15条の規定にかかわらず、公職選挙法第48条の2の規定の例により期日 前投票を行うことができる。

(不在者投票)

**第20条** 投票人は、条例第15条の規定にかかわらず、公職選挙法第49条の規定の例により不在者投票を行うことができる。

(住民投票の成立又は不成立の決定等)

- 第21条 選挙管理委員会は、投票所が閉鎖されたときは、当該住民投票の投票者総数により条例第 20条に規定する住民投票の成立要件を満たしているかどうかを審査し、当該住民投票の成立又は 不成立の決定をしなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、開票結果が判明したときは、直ちに市長にその内容を報告しなければならない。

(投票結果の告示及び通知)

- 第22条 条例第22条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 投票日
  - (2) 事案の名称
  - (3) 投票日における投票資格者数
  - (4) 投票者総数
  - (5) 棄権者数
  - (6) 不受理及び持ち帰りの数
  - (7) 投票の成立又は不成立
  - (8) 投票総数
  - (9) 有効投票数
  - (10) 賛成の投票数
  - (11) 反対の投票数
  - (12) 無効投票数
  - (13) その他必要な事項

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則 (平成25年4月10日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 様式(略)